令和８年（フ）第１３４３号
札幌市中央区南23条西７丁目２番28―101号
債務者　三春　唯楓（旧姓川端）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３６２号
札幌市北区麻生町７丁目５番10―205号
債務者　小林　美咲
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３９５号
札幌市北区拓北６条３丁目１番22号　エスコート東篠路駅前103号
債務者　佐々木彩夏（旧姓玉村、村井）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４１２号
札幌市中央区南13条西８丁目１番25―705号
債務者　佐藤　　孝
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４１７号
札幌市西区二十四軒３条７丁目１番13―312号
債務者　宮崎　秀仁
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４２９号
札幌市西区宮の沢１条５丁目１番１―301号
債務者　白石　友香
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４４２号
札幌市北区北25条西14丁目５番50―203号
債務者　寺澤さゆり
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８６号
北海道岩見沢市大和１条６丁目13番地　フリージアハイツＡ１ＦＲ
債務者　山下　舞子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第２０５号
北海道旭川市神楽岡６条７丁目１番８号　ブルーロピア　201号室
債務者　中山　康平
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０６号
北海道旭川市神楽岡６条７丁目１番８号　ブルーロピア　201号室
債務者　中山　恵里（旧姓山本）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１０号
北海道旭川市東光13条２丁目１番20号　フローレンス132　102号室
債務者　鎌倉未可子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５８号
釧路市若竹町17番13号　富士マンション307
債務者　澤向　　忠
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３１号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野218番地１　特別養護老人ホームやまつつじ
債務者　外舘ひろ子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１４１号
群馬県館林市美園町21番55号　美園ハイツＢ―202、前住所群馬県館林市美園町22番34号
債務者　島田　　優太
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１７８号
群馬県高崎市緑町一丁目22番地７　パークハイツオサカベ103号
債務者　塚越　明彦
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第４０１号
相模原市中央区田名3172番地５　江成住宅５号
債務者　白次　利子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１９９号
長崎県長崎市緑が丘町14番30号　ラ・シエル緑が丘103号
債務者　松尾　美加
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係